

【発行者】 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. WLB制度の定着に向けて
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 均等法施行規則改正で間接差別の範囲が見直しに

厚生労働大臣は平成25年12月24日、雇用の分野における男女格差の縮小、女性の活躍促進を一層推進するため、男女雇用機会均等法の施行規則の改正を公布しました。これは、12月20日の雇用均等分科会の答申を受けたもので、間接差別となり得る措置の範囲の見直しや性別による差別事例の追加、セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底、コース等別雇用管理についての指針の制定等を行うものです。主な改正点は以下のとおりとなります。

【主な改正内容】

1. 間接差別となり得る措置の範囲の見直し

間接差別（※1）となるおそれがある措置として省令に定める3つの措置（※2）のうち、コース別雇用管理における「総合職」の募集または採用に係る転勤要件について、総合職の限定を削除し、昇進・職種の変更を措置の対象に追加。

2. 性別による差別事例の追加

性別を理由とする差別に該当するものとして、結婚していることを理由に職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取扱いをしている事例が追加。

3. セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底など

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示。
- ・ 発生の原因や背景にある性別の役割分担意識に基づく言動をなくしていくことが防止の効果を高める上で重要であることを明示。
など

4. コース等別雇用管理についての指針の制定

「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」を、より明確な記述にした「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」を制定。

【施行日】 平成26年7月1日より

（※1）

間接差別とは、性別以外の事由を要件とする措置で、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置を、合理的な理由がない場合に講じることという。

（※2） 3つの措置

- 1) 労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長・体重または体力を要件とするもの
- 2) コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの
- 3) 労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの

2. WLB制度の定着に向けて

■ 制度定着に向けての取組事例

【2】推進担当者による評価制度の見直しと目標設定

②社員の目標・評価の納得性を高めよう

社員の中に「評価が下がるのではないだろうか」「キャリア・ロスになってしまうのではないだろうか」といった不安があると、どんなに素晴らしい制度を作っても利用を躊躇してしまうことが考えられます。そうした不安が生じないような人事評価システムをつくり、その仕組みを周知することが大切です。評価の仕組みは、単に制度利用者を優遇するのではなく、周囲でサポートした人の理解も得られるものにする、また、評価者の適正な運用を促すことが求められます。

■管理職の評価項目として組み込み

部下のいる管理職の評価項目の一つに「働き方の見直し、労働生産性の向上」を追加し、成果評価の10%をこれに充てている。

(化粧品等製造業/1,000人以上)

■評価者研修と社員アンケートによる実態の把握

人事制度の大幅な改革に伴い、年1回の評価者研修を実施。管理職から部下へ人事制度の説明をさせることで、管理職自身の理解を促す。評価実施後、社員全員からアンケートをとり、評価の際の面接実施の有無、フィードバック方法等についての実態把握をし、その後の研修に生かしている。

(がん具製造業/301人以上999人以下)

3. 所長コラム

■ 消費税

お屠蘇気分も抜け、いよいよ消費税増税がやってくる。

お屠蘇は、屠蘇散と言って7~10数種の薬草をみりんやお酒に付け込んだもので、ご存じのように甘がぶがぶ飲めるものではない。最近では正月にお屠蘇をいただかない家庭も多くなりました。

江戸時代の日本酒は、酒運上と言って造った酒の量によって酒造税がかけられる。したがって、アルコール度の高い酒を造り、後で薄めるほうが得。すると、樽廻船、問屋、小売と順番に薄まってゆく。消費者の手元に届く頃には、四分の一まで落ちアルコール度数は5%（ビールぐらい）ほどに。これ以上に薄めるとさすがに売り物に成らなかったようです。

いつの時代も、あの手この手と節税に知恵を絞るものですが、8%その次にやってくる10%はどんな知恵で乗り切ることができるでしょうか。

もう水を足すぐらいでは乗り切れそうにないですね。



年収500万円の4人家族の場合、消費税が8%になると年間約7万円の負担増、10%になると11.5万円の負担増になるとの試算が出ています。更に、国が目標としている物価上昇率2%分の約11万円の負担増も見込まれるため、景気や家計への影響が大きくなると考えられます。